

本書の特色

- 1 「学校給食」のはじまりから現在までの流れを現場の方に役立つよう解説。
- 2 学校給食に関する解説・質疑応答、法令・通知・資料等、幅広い範囲をコンパクトに1巻に収録！！
- 3 学校給食の管理運営の適切な処理と給食についての指導を目的に、現行の学校給食全般についてあらゆる角度から詳細な解説を加え、さらに運営管理にあたって根拠となる関係法令例規及び各種補助申請の要綱を集大成。

末永く、安心してご利用いただくために、お客様の疑問にお答えします

加除式書籍とは？

- ◇法改正や最新事例の追加等によって「台本（原本）」の内容に改正・増補等が生じた場合、その都度発行する「追録」（有料）と不要な頁を差し替えることで、内容を補正・更新できる形態の書籍です。
- 何年経っても情報の「確かさ」と「鮮度」を保ち続けることができます。
- 追録の迅速なお届けにより、法改正や増補を見落とすことなく、常に最新内容で利用できます。
- 法改正の度に買い換える必要がないため、長期的なご利用にあたっては費用負担が少なく経済的です。

追録は購入しなければならないの？

- ◇常に最新内容でご利用いただけるよう、台本の購入以降に発行される追録（有料）のご購読もお願いしています。
- ◇追録は、お客様からお届けの停止（購読中止）のご連絡をいただくまでは継続してお届けいたします。
- ◇ご利用条件については、商品ごとの「利用規約（規程）」にてご案内しています。
- ◇年間追録代、発行回数等については下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

申し込み方法は？ 支払いは？

- ◇お申し込み方法は以下からお選びください。
- 下記フリーダイヤルにてお申し込みください。
- 弊社ホームページにてお申し込みください。
※ホームページでは、新刊をはじめ各商品の詳しい情報をお届けしています。また、フリーワードやジャンル別等商品検索機能もご活用いただけます。
- 本カタログと併せてお届けした申込書にご記入の上、弊社宛にお申し込みください。
- お客様の地域を担当する弊社社員にお申し込みください。
- ◇お支払い方法（一括払い・分割払い等）やお支払いの時期については、申込書に記載しています。ご不明な点は下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

購入後のメンテナンスは？

- ◇追録の差し替え作業は、無料で行います。弊社社員が直接お伺いし、迅速・正確かつ丁寧にメンテナンス（加除作業）を行います。
- ◇その他、「書籍のページが欠落した」「バインダーが壊れた」等の不都合が生じた場合も、お気軽に下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

商品に関するご照会・お申し込み
追録差し替えのご依頼は

TEL 0120-203-694
FAX 0120-302-640

ホームページからのお申し込みは
<https://www.daiichihoki.co.jp>

第一法規

検索

CLICK!

※弊社担当社員に直接ご連絡いただくか、フリーダイヤルをご利用ください。
※フリーダイヤル(TEL)：受付時間は土・日・祝日を除く9:00～17:30とさせていただきます。
※フリーダイヤル(FAX)：24時間受け付けておりますので、併せてご利用ください。

給食 (617555) 202211 RS

学校給食の管理運営に関する全てを1冊に収録

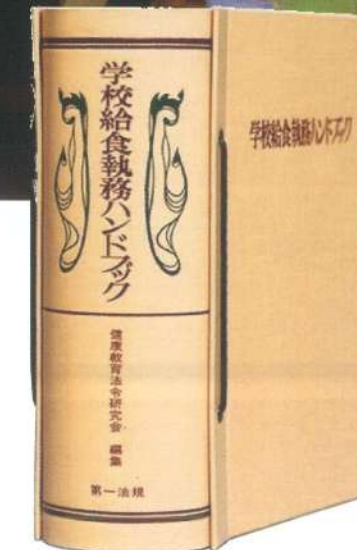
学校給食執務ハンドブック

健康教育法令研究会 編集



第一法規

〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17



A5判・加除式・全1巻
定価17,600円(本体16,000円+税10%)

学校給食に関する解説・質疑応答、法令・通知・資料等幅広い範囲を、コンパクトに収録！！

目次 (抜粋)

第1章 序説

- 1 学校給食の意義
- 2 学校給食の沿革
 - (1) 学校給食前史
 - (2) 学校給食60年のあゆみ
- 3 学校給食の実施主体
- 4 学校給食の指導
 - (1) 教育課程における指導の位置付け
 - (2) 指導の目標
 - (3) 指導の内容
- 5 今後の展望

第2章 学校給食の管理運営及び指導

- 第1節 学校給食の開設
 - 1 学校給食開設の決定まで
 - 2 学校給食開設計画の策定
 - (1) 学校給食の種類
 - (2) 単独調理場方式と共同調理場方式
 - (3) 施設設備の整備計画
 - (4) 栄養教諭・学校栄養職員、学校給食調理員等の設置
 - (5) 学校給食関係予算の計上
 - (6) 学校給食関係規程の整備
 - (7) 学校給食用物資の調達計画
 - (8) 学校給食費
 - (9) 学校給食実施運営計画
 - 3 学校給食開設に対する国の助成
 - (1) 国の助成
 - (2) 学校栄養職員給与費制度の切り替え

第2節 学校給食の運営組織

- 1 学校給食の運営組織
 - (1) 運営組織のあり方
 - (2) 校内運営組織
 - (3) 地域社会の協力体制
 - (4) 学校給食運営に関する規程などの整備
- 2 学校給食関係者の任務
 - (1) 校長
 - (2) 学校給食主任及び栄養教諭
 - (3) 学校給食専門部(係)員
 - (4) 学級担任
 - (5) 栄養教諭
 - (6) 学校栄養職員
 - (7) 学校給食調理員
 - (8) 保健主事・養護教諭
 - (9) 学校医、学校薬剤師

第3節 学校給食の事務管理

- 1 学校給食の開設・変更・廃止等の届出に関する事務
 - (1) 開設の届出
 - (2) 学校給食の変更・廃止
 - (3) 市町村立及び学校法人立の夜間定時制高等学校並びに特別支援学校の幼稚部及び高等部の扱いについて

- 2 学校給食会計に関する事務
 - (1) 学校給食費の負担
 - (2) 学校給食会計の実務
- 3 国の交付金に関する事務
 - (1) 学校給食施設補助
 - (2) 要保護児童生徒援助費補助

第4節 学校給食共同調理場

- 1 共同調理場の特色
 - (1) おいたち
 - (2) 共同調理場方式の効果(長所)
 - (3) 共同調理場方式採用に当たっての留意点
- 2 共同調理場の設置
 - (1) 共同調理場の運営規模
 - (2) 共同調理場の建設計画の作成
- 3 共同調理場の管理
 - (1) 施設整備の管理
 - (2) 物資の管理
 - (3) 職員の管理(人事管理)
- 4 共同調理場の運営
 - (1) 共同調理場の運営組織
 - (2) 共同調理場の運営に関する条例、規則の制定

第5節 学校給食の栄養管理

- 1 学校給食の食事内容
 - (1) 経緯等
 - (2) 学校給食摂取基準の概要
- 2 適正給食費の算出
 - (1) 適正給食費算出に係る諸要素
 - (2) 適正給食費算出の順序例
- 3 食材料の購入
 - (1) 発注量(購入量の算出)
 - (2) 業者の選定
 - (3) 食品の購入

第6節 学校給食の衛生管理

- 1 学校給食における衛生管理の目的と意義
- 2 食中毒の発生状況
- 3 学校給食による食中毒発生状況
- 4 学校給食衛生管理基準
- 5 感染症・食中毒発生時における学校及び教育委員会の対応の要点
 - (1) 学校
 - (2) 教育委員会
- 6 学校給食における食物アレルギー対応
 - (1) 学校給食における食物アレルギー対応について
 - (2) 学校給食における食物アレルギー対応指針

第7節 学校給食の物資管理

- 1 牛乳
 - (1) 供給経路
- 2 脱脂粉乳
 - (1) 供給経路
 - (2) 事務管理

第8節 学校給食の指導

- 1 学校給食の教育課程における位置付け
- 2 学校給食の目標
- 3 指導計画の作成
- 4 指導上の留意事項

第3章 補助申請の実際

- 1 施設整備費補助金
 - 学校施設環境改善交付金交付要綱(抄)
 - 沖縄振興公共投資交付金交付要綱(学校施設環境改善に関する事業 学校給食施設)(抄)
 - 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目(抄)
 - 安全・安心な学校づくり交付金(学校給食施設)等に係る財産処分の承認等について
- 2 要保護児童生徒援助費補助金(学校給食費)
 - 要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱
 - 特別支援教育就学奨励費負担金及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱

第4章 質疑応答

- 1 学校給食の目標
 - 学校給食の目的
 - 学校給食の概要
- 2 学校給食の運営
 - 学校給食と休憩時間
 - 学校給食総合センター
 - 学校給食業務の委託
 - 学校給食業務の運営の合理化
- 3 学校給食栄養管理者
 - 学校規模に応じた栄養士・学校給食調理員
 - 学校栄養職員
 - 学校栄養職員の職務内容
- 4 学校給食施設設備
 - 単独校と共同調理場
 - 学校給食施設基準
- 5 学校給食費
 - 学校給食費の決定
 - 学校給食費の負担と管理、執行
 - 学校給食費の保護者負担
 - 学校給食費の月額
- 6 学校給食に対する国の助成
 - 学校給食施設の整備に対する補助
 - 要保護児童生徒援助費補助金(学校給食費)
- 7 食事内容
 - 学校給食摂取基準
 - 学校給食の栄養上の配慮
 - 米飯給食の導入
- 8 食事環境
 - 食事環境の改善
- 9 衛生
 - 学校給食の衛生管理
 - 学校給食における検食
 - 学校給食従事者の健康管理
 - 学校給食の日常点検
 - 学校給食従事者の日常点検
 - 学校給食の安全性に対する理解の促進
- 10 学校給食指導
 - 学校給食の指導
 - 栄養教諭
- 11 学校と家庭・地域との連携
 - 学校と家庭・地域との連携

第5章 関係法令

- <学校教育一般>
 - 学校教育法(抄) (昭和22年法律26号)
- <学校給食>
 - 学校給食法(昭和29年法律160号)
- <指導要領>
 - 小学校学習指導要領(抄) (平成29年文科告63号)
- <高等学校関係>
 - 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律(昭和31年法律157号)
- <指導要領>
 - 高等学校学習指導要領(抄) (平成21年文科告34号)
- <特別支援学校関係>
 - 特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律(昭和32年法律118号)
- <教育要領・指導要領>
 - 特別支援学校幼稚部教育要領(抄) (平成29年文科告72号)
- <幼稚園関係>
 - 幼稚園における給食の実施について(昭和36年文体給82号)
- <栄養教諭・学校栄養職員>
 - 教育職員免許法(抄) (昭和24年法律147号)
- <調理員関係>
 - 調理師法(昭和33年法律147号)
 - 調理師法施行規則(抄) (昭和33年厚生令46号)
 - 調理師法等の一部改正について(昭和56年国体20号)

<学校給食用物資>

- 学校給食における米飯導入について(昭和50年50体給46号)
- 学校給食米飯導入促進事業について(昭和53年文体給139号)
- <安全・衛生>
 - 労働安全衛生法(抄) (昭和47年法律57号)
 - 労働安全衛生法の一部改正等について(平成9年9体学2号)
- <食物アレルギー>
 - 新年度の学校給食における食物アレルギー等を有する児童生徒等への対応等について(平成25年3月22日)
- アレルギー疾患対策基本法(平成26年法律98号)
- <東日本大震災>
 - 新年度からの学校給食の実施に当たっての留意点について(平成23年4月5日)
 - 学校給食用食材の調達支援事業の実施について(平成23年4月26日)
 - 食品中の放射性物質の規格基準の設定について(平成24年2月29日)
- <その他>
 - 食育基本法(平成17年法律63号)
 - 第3次食育推進基本計画(平成28年内閣府)

第6章 統計資料

- 肥満傾向・痩身傾向
- 学校給食実施状況調査
- 学校給食費調査
- 学校給食の現状

内容見本 (縮小)

学校給食の指導	
4	学校給食の指導
(1) 教育課程における指導の位置付け	学校給食の指導は、当初においては教育課程における位置付けが明確にされていなかったものであるが、各学校における具体的実践を通してわが国の特色ある教育活動として定着し、その教育上の価値も次第に認められ、その実績をもとに昭和33年の小学校並びに中学校の学習指導要領の改訂に際し、学校行事等の中に位置付けられることになった。
さらに、昭和43年の小学校、昭和44年の中学校の学習指導要領の改訂では、これまでの特別教育活動と学校行事等の内容を精選するとともに、これを統合して新たに「特別活動」という領域を設け、その指導を一層重視することになった。特別活動の内容は、「児童活動」(中学校では、生徒活動)、「学校行事」及び「学級活動」から成るものであるが、学校給食は学級指導に位置付けられ、その性格や指導のねらいがより明確にされたところである。	
昭和52年の改訂でも、学校給食は「学級指導」に位置付けられているが、特に給食において授業時間については、「給食、休憩などの時間については、学校において工夫を加え、適切に定めること」とされており、各学校における創意工夫を生かした取り組みがなされたところである。	
平成元年の改訂では、これまでの学級活動と学級指導を統合して新たに設けた「学級活動」に位置付けられた。学校給食は、この中で健康や安全に関する内容として示されている。	
平成10年の改訂、平成20年の改訂、平成29年の改訂でも、引き続き、「学級活動」に位置付けられている。	
(2) 指導の目標	学校給食における指導の一般的目標は、既に学校給食法(第2条)の中に示されており次のとおりである。
① 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。	102